

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月5日

【事業年度】 第94期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 住友精化株式会社

【英訳名】 Sumitomo Seika Chemicals Company, Limited.

【代表者の役職氏名】 社長 中本雅美

【本店の所在の場所】 兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1

【電話番号】 (079) 437-2101

上記本店は登記上の本店であり、実際の本社業務は下記にて行っている。

本社(大阪) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

【電話番号】 (06) 6220-8517

【事務連絡者氏名】 経理部担当部長 渡辺 繁

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北一丁目13番5号

【電話番号】 (03) 3230-8527

【事務連絡者氏名】 総務人事部担当部長 鳥屋尾 英吉

【縦覧に供する場所】 住友精化株式会社本社(大阪)
大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友精化株式会社本社(東京)
東京都千代田区九段北一丁目13番5号

株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社大阪証券取引所
大阪市中央区北浜一丁目8番16号

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第94期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部において訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しています。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<略>

(5) (6) (7) (8)記載なし

(訂正後)

<略>

(5) 取締役の定数

当社の取締役は17名以内とする旨を定款で定めている。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めている。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めている。

②中間配当

当社は、株主への利益還元をよりタイムリーに行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めている。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めている。